

告発事件の概要一覧表（関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5.5.21	証取法第 125 条第 1 項、第 2 項等 （相場操縦） 証取法第 27 条の 23 第 1 項等 （大量保有報告書の不提出）	日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 （嫌疑者）不動産会社社長 金融業者役員 上記売買の過程において発行済株式総数の 5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。 （嫌疑者）不動産会社社長	①につき 6.10.3（東京地裁） 不動産会社社長 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 金融業者役員 懲役 2 年（執行猶予 3 年） （いずれも確定） ②につき 不動産会社社長 不起訴
2	6.5.17	証取法第 197 条第 1 号の 2 同法第 207 条第 1 項等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28（東京地裁） 同社社長 懲役 1 年 8 月 同社役員 懲役 1 年 2 月 15.11.13（東京高裁） 同社役員 懲役 1 年 2 月（執行猶予 3 年） 15.11.18（東京高裁） 同社社長 懲役 1 年 8 月（執行猶予 4 年） （いずれも確定）
3	6.10.14	証取法第 166 条第 1 項、第 3 項 同法第 200 条第 6 号等 （内部者取引）	日本商事㈱の新薬の投与による副作用死亡例の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役職員 取引先職員 医師（第一次情報受領者）	6.12.20（大阪簡裁） 会社役職員 取引先職員 24 名 罰金 20～50 万円（略式命令） 8.5.24（大阪地裁） 医師 罰金 30 万円 9.10.24（大阪高裁） 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.2.16（最高裁） 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13.3.16（大阪高裁） 医師 控訴棄却 16.1.13（最高裁） 医師 上告棄却 （いずれも確定）
4	7.2.10	証取法第 166 条第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 （内部者取引）	新日本国土工業㈱の約束手形の不渡りの発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	7.3.24（東京簡裁） 取引銀行 罰金 50 万円 同行役職員 2 名 罰金 20～50 万円 取引先、同社職員 罰金 30 万円（略式命令） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
5	7.6.23	証取法第 158 条同法第 197 条第 9 号 (風説の流布)	テーエスデー(株)の社長は、同社株券の価格を高騰させるため、虚偽の事実を公表。 (嫌疑者) 当該会社社長	8.3.22 (東京地裁) 懲役 1 年 4 月 (執行猶予 3 年) (確定)
6	7.12.22	証取法第 50 条の 3 第 1 項同法第 207 条第 1 項等 (損失補てん)	千代田証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	8.2.19 (東京簡裁) 同社社長 同社役員 4 名 罰金 30~50 万円 (略式命令) 8.12.24 (東京地裁) 証券会社 罰金 1,500 万円 同社役員 懲役 6 月 (執行猶予 2 年) (いずれも確定)
7	8.8.2	証取法第 166 条第 1 項、第 2 項 同法第 200 条第 6 号 (内部者取引)	日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定 (重要事実) を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 割当先監査役 (弁護士)	9.7.28 (東京地裁) 懲役 6 月 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2,600 万円 10.9.21 (東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.6.10 (最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し 12.3.24 (東京高裁) 控訴棄却 (確定)
8	9.1.17	証取法第 158 条 同法第 197 条第 9 号 (風説の流布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 (嫌疑者) 雑誌監修人 (投資顧問業)	9.1.30 (東京簡裁) 罰金 50 万円 (略式命令) (確定)
9	9.4.8	証取法第 166 条第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生 (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社会長 当該会社役員 関連会社	9.5.1 (名古屋簡裁) 同社役員 4 名及び関連会社 罰金 50 万円 (略式命令) 9.9.30 (名古屋地裁) 同社会長 懲役 6 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)
10	9.4.25	証取法第 166 条第 3 項 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	シントム(株)の第三者割当増資の決定 (重要事実) を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 割当先社長 割当先会社等	9.5.27 (東京簡裁) 割当先社長及び割当先会社等 罰金 30 万円 (略式命令) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
11	9.5.13	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	野村証券(株)は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20 (東京地裁) 証券会社 罰金 1 億円 同社社長、同社役員 A 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同社役員 B 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 (いずれも確定) (注)山一、日興、大和証券関連と共に一括審理
12	9.9.17	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員 A 懲役 10 月 (執行猶予 2 年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 10.11.6 (東京地裁) 同社職員 懲役 10 月 (執行猶予 2 年) 同社役員 2 名 懲役 8 月 (執行猶予 2 年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 (注)11 号事件と一括審理 11.6.24 (東京地裁) 同社役員 B 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 12.3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) (いずれも確定)
13	9.10.21	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社職員 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 同社役員 2 名 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
14	9.10.23	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役員	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員 A 懲役 10 月 (執行猶予 2 年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 10.11.6 (東京地裁) 同社役員 2 名 懲役 8 月 (執行猶予 2 年) 11.1.29 (東京地裁) 同社役員 B 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 11.6.24 (東京地裁) 同社役員 C 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 12.3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) (いずれも確定)
15	9.10.28	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	大和証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.10.15 (東京地裁) 証券会社 罰金 4,000 万円 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同社役員 3 名 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 同社役員 2 名 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
16	10.3.9	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社役員 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)
17	10.3.20	証取法第 197 条第 1 号 同法第 207 条 第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	山一証券(株)は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28 (東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) (いずれも確定)
18	10.5.29	証取法第 167 条第 1 号 同法施行令第 31 条 同法第 200 条 第 6 号等 (内部者取引)	トーソク(株)の株券について、親会社から他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施すること(重要事実)を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 親会社役員	10.8.26 (横浜簡裁) 罰金 50 万円 (略式命令) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
19	10.7.6	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	大都工業(株)の会社更生手続開始の申立ての決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17 (東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金50万円(略式命令) 10.11.10 (東京地裁) 関連会社役員 懲役6月(執行猶予3年) 罰金50万円 (いずれも確定)
20	10.10.30	証取法第166条第1項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本エム・アイ・シー(株)のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19 (東京地裁) 証券会社職員 懲役6月(執行猶予3年) 罰金50万円 12.3.28 (東京地裁) 合併相手先役員 懲役6月 罰金50万円 12.11.20 (東京高裁) 合併相手先役員 控訴棄却 15.12.3 (最高裁) 合併相手先役員 上告棄却 (いずれも確定)
21	10.12.17	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員 同部下職員	11.2.10 (東京簡裁) 部下職員 罰金50万円(略式命令) 11.4.13 (東京地裁) 取引先役員 懲役1年 罰金200万円 11.10.29 (東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定)
22	11.2.10	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員 同業他社社長	11.4.13(東京地裁) 取引先役員 懲役1年 罰金200万円 同業他社社長 懲役10月 罰金200万円 11.10.29 (東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 同業他社社長 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定) (注)21号事件と一括審理
23	11.3.4	証取法第159条第1項、第2項 同法第197条等 (相場操縦)	昭和化学工業(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 (嫌疑者) 金融業者 金融業者役員	11.6.24 (大阪地裁) 金融業者役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 金融業者 罰金400万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
24	11.6.30	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14.9.10 (東京地裁) 同行頭取 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 同行副頭取 2 名 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 17.6.21 (東京高裁) いずれも控訴棄却 20.7.18 (最高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
25	11.8.13	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16.5.28 (東京地裁) 同行会長 懲役 1 年 4 月 (執行猶予 3 年) 同行頭取 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同行副頭取 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 19.3.14 (東京高裁) いずれも控訴棄却 21.12.7 (最高裁) いずれも原判決を破棄 東京高裁に差戻 公判係属中 (東京高裁)
26	11.12.3	証取法第 159 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 4 項 同法第 197 条第 8 号 (相場操縦)	㈱ビューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 (嫌疑者) 会社社長 会社役員	12.5.19 (横浜地裁) 会社社長 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定)
27	11.12.27	証取法第 198 条第 4 号等 (虚偽の半期報告書の提出)	㈱ヤクルト本社は、プリンスン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14.9.12 (東京地裁) 同社副社長 懲役 7 年 罰金 6,000 万円 当該会社 罰金 1,000 万円 15.8.11 (東京高裁) いずれも控訴棄却 (いずれも確定)
28	12.1.31	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.1.30 (横浜地裁) 同社社長 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定)
29	12.3.21	証取法第 158 条 同法第 197 条第 6 号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンスン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	12.3.22 (東京簡裁) 同社役員 2 名 罰金 30 万円 (略式命令) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
30	12.3.22	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 6 号等 (偽計)	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	14.10.10(東京地裁) 同社会長 懲役 3 年 罰金 6,400 万円 15.11.10(東京高裁) 控訴棄却 18.11.20(最高裁) 上告棄却 (確定)
31	12.5.26	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取引)	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員	12.7.19(東京地裁) 懲役 8 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 449 万円 (確定)
32	12.11.28	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取引)	㈱ブレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員の姉	12.11.28(東京簡裁) 罰金 50 万円(略式命令) 追徴金約 158 万円 (確定)
33	12.12.4	証取法第 158 条等 同法第 197 条 第 1 項第 5 号等 (風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出)	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 (嫌疑者) 会社役員等	12.12.4(東京簡裁) 会社役員ら 3 名 罰金 50 万円(略式命令) 14.11.8(東京地裁) 会社役員 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 (いずれも確定)
34	12.12.4	証取法第 27 条の 23 第 1 項 同法第 198 条 第 5 号 (大量保有報告書の不提出)	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 (嫌疑者) 会社役員	14.11.8(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 (確定)
35	13.3.12	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取引)	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 提携先社員(公認会計士)	13.5.29(東京地裁) 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,414 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
36	13.4.27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号 同法第 197 条第 1 項第 5 号 (相場操縦)	アイカ工業(株)の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者) 会社社長	14.9.12 (名古屋地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2,818 万円 (確定)
37	13.12.20	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社常務 当該会社社員	14.10.8 (大阪地裁) 同社社長 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同社常務 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)
38	14.3.20	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等、第 2 項第 1 号 同法第 197 条第 1 項第 7 号等 (相場操縦)	志村化工(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者) 会社役員等	15.7.30 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 1,395 万円 15.11.11 (東京地裁) 無職 C 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 2,080 万円 会社役員 B 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 2,080 万円 16.7.14 (東京高裁) 会社役員 B 控訴棄却 19.3.29 (最高裁) 会社役員 B 上告棄却 (いずれも確定)
39	14.3.26	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条第 18 号等 (内部者取引)	(株)ティーアンドイーストが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 記者発表会業務下請会社役員	14.10.16 (東京地裁) 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 922 万円 (確定)
40	14.6.7	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士	14.6.10(大阪簡裁) 公認会計士 2 名 罰金 50 万円 (略式命令) (いずれも確定) 公認会計士 1 名 (大阪地裁) 死亡による公訴棄却

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
41	14.6.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ナナボシは、平成 12 年 3 月期及び平成 13 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13 (大阪地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 15.3.31 (大阪地裁) 同社役員 懲役 3 年 6 月 15.9.16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
42	14.6.28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ココ・コーラウエストジャパン㈱が、三笠ココ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 銀行員 (契約締結先) 等	15.5.2 (東京地裁) 銀行員 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15.11.28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
43	14.6.28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	三陽エンジニアリング㈱が三陽パックス㈱の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 銀行員 (第一次情報受領者) 等	15.5.2 (東京地裁) 銀行員 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15.11.28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定) (注)42 号事件と一括審理
44	14.7.31	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱光通信が㈱クレイフィッシュの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社員	15.2.28 (東京地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,048 万円 (確定)
45	14.9.6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ナナボシは、平成 10 年 3 月期及び平成 11 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13 (大阪地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 15.3.31 (大阪地裁) 同社役員 懲役 3 年 6 月 15.9.16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定) (注)41 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
46	14.11.29	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 1 項第 7 号 (風説の流布及び偽計)	ドリームテクノロジーズ(株)の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 (嫌疑者) 当該株券取引者	15.3.28 (広島簡裁) 罰金 30 万円 追徴金 36 万 6 千円 (略式命令) (確定)
47	14.12.16	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出)	株エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	15.7.14 (東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 (確定)
48	14.12.19	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15.9.10 (東京地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 921 万円 (確定)
49	14.12.26	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 1 項等 (偽計)	株エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	15.7.14 (東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 (確定) (注)47 号事件と一括審理
50	15.2.13	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等	15.7.3 (大阪地裁) 会社職員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円、 追徴金 290 万円 職員知人 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円、 追徴金約 210 万円 (いずれも確定)
51	15.2.20	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 290 万円 (注)50 号事件と一括審理 職員実弟 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 545 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
52	15.3.24	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17 (東京地裁) 同社専務 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 15.12.11 (東京地裁) 同社常務 懲役 4 年 16.7.29 (東京高裁) 同社常務 控訴棄却 16.10.7 (東京地裁) 同社会長 懲役 8 年 17.9.28 (東京高裁) 同社会長 控訴棄却 18.7.3 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
53	15.5.28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21 (東京地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 891 万円 (確定)
54	15.7.16	証取法第 166 条第 2 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと (ともに重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社職員	16.1.30 (横浜地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 845 万円 (確定)
55	15.7.25	証取法第 159 条第 1 項第 3 号等 (相場操縦)	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 (嫌疑者) ㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17.2.17 (大阪地裁) 同取引所副理事長 無罪 18.10.6 (大阪高裁) 同取引所副理事長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 19.7.12 (最高裁) 同取引所副理事長 上告棄却 (確定)
56	15.7.30	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員 (元課長)	15.10.30 (東京地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 936 万円 (確定)
57	15.11.14	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	16.8.3 (名古屋地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 1,105 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
58	16.2.24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 当該会社社長等	17.2.8(東京地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 同社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 会社役員 B 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 17.3.11 (東京地裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 17.9.7 (東京高裁) 会社役員 B 控訴棄却 19.2.20 (最高裁) 会社役員 B 上告棄却 (いずれも確定)
59	16.2.27	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	大日本土木㈱が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社員	16.5.27 (名古屋地裁) 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 (確定)
60	16.3.29	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出)	㈱キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、 また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17.3.4 (東京地裁) 会社役員 C 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 17.3.11 (東京地裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 (注)58 号事件と一括審理 18.3.24 (東京地裁) 公認会計士 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 19.7.11 (東京高裁) 公認会計士 控訴棄却 22.5.31 (最高裁) 公認会計士 上告棄却 (いずれも確定)
61	16.5.31	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱デジタルが他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	16.9.3 (大阪地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 945 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
62	16.6.22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	17.5.13 (大阪地裁) 同社役員 A 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 17.5.20 (大阪地裁) 同社役員 B 懲役 2 年 (執行猶予 5 年) 17.7.12 (大阪地裁) 同社役員 C 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) 18.4.18 (大阪地裁) 同社役員 D 懲役 6 年 20.1.15 (大阪高裁) 同社役員 D 控訴棄却 22.6.4 (最高裁) 同社役員 D 上告棄却 (いずれも確定)
63	16.6.24	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員 会社役員	17.7.22 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金 655 万円 17.10.19 (東京地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 1,000 万円 18.2.2 (東京高裁) 会社役員 A 控訴棄却 18.4.26 (最高裁) 会社役員 A 上告棄却 (いずれも確定) 会社役員 B 死亡による公訴棄却
64	16.11.2	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社長	17.5.2 (大阪地裁) 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 17.10.14 (大阪高裁) 控訴棄却 18.2.20 (最高裁) 上告棄却 (確定)
65	16.11.19	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項第 7 号等 (風説の流布及び偽計)	㈱メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17.5.2 (大阪地裁) 同社社長 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 当該会社 罰金 500 万円 17.10.14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64 号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
66	16.11.30	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	真柄建設(株)等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。 (嫌疑者) 会社員	17.12.9 (釧路地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 (確定)
67	16.12.9	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17.5.2 (大阪地裁) 同社社長 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 当該会社 罰金 500 万円 17.10.14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64 号事件及び 65 号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (注)65 号事件と一括審理 (いずれも確定)
68	17.1.26	証取法第 166 条第 2 項等 (内部者取引)	(株)シーエスケイコミュニケーションズが(株)シーエスケイとの株式交換(重要事実)により(株)シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員等	18.8.10 (東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 20 万円 追徴金約 310 万円 上記役員が経営する会社 罰金 100 万円 追徴金約 851 万円 (いずれも確定)
69	17.3.14	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント(株)が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン(株)株式の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 国家公務員	17.10.28 (東京地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 90 万円 追徴金約 1,373 万円 (確定)
70	17.3.22	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	南野建設(株)が第三者割当増資による新株の発行を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員等	17.6.27 (大阪地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 625 万円 役員妻 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 625 万円 (いずれも確定)
71	17.3.22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	西武鉄道(株)は、(株)コクドの所有に係る西武鉄道(株)株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社等	17.10.27 (東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 当該会社 罰金 2 億円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
72	17.3.22	証取法第 166 条第 2 項等 (内部者取引)	西武鉄道(株)が有価証券報告書に継続的に(株)コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員等	17.10.27 (東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 (注)71 号事件と一括審理 親会社 罰金 1 億 5,000 万円 (いずれも確定)
73	17.6.10	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	キャノンソフトウェア(株)が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 業務委託契約先社員	18.7.7 (東京地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金 658 万円 (確定)
74	17.6.20	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	日信工業(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 個人投資家	19.12.21 (東京地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1,166 万円 21.3.26 (東京高裁) 控訴棄却 22.12.13 (最高裁) 上告棄却 (確定)
75	17.8.17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	カネボウ(株)は、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18.3.27 (東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)
76	17.9.30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士としてカネボウ(株)の監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士	18.8.9 (東京地裁) 公認会計士 A 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 公認会計士 B 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 公認会計士 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)
77	17.11.15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)ソキアの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員	18.7.19 (大阪地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 4,924 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
78	18.2.10	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 1 項第 7 号 (風説の流布及び偽計)	㈱ライブドアは、㈱ライブドアマーケティング株式の売買のため及び同社の株価の高騰を図る目的をもって、同社をして虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員 (2 名) 会社役員	19.3.16 (東京地裁) 同社代表取締役 懲役 2 年 6 月 20.7.25 (東京高裁) 控訴棄却 23.4.25 (最高裁) 上告棄却 (確定) 19.3.22 (東京地裁) 同社役員 A 懲役 1 年 8 月 20.9.12 (東京高裁) 懲役 1 年 2 月 (確定) 19.3.22 (東京地裁) 同社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定) 19.3.23 (東京地裁) 当該会社 罰金 2 億 8,000 万円 同社子会社 罰金 4,000 万円 (確定)
79	18.2.22	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18.9.19 (仙台地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 60 万円 追徴金約 429 万円 (確定)
80	18.2.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18.8.11 (福島地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 345 万 (確定)
81	18.2.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18.8.11 (福島地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 30 万円 追徴金約 124 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
82	18.3.13	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員 (3 名) 会社役員	19.3.16 (東京地裁) 同社代表取締役 懲役 2 年 6 月 20.7.25 (東京高裁) 控訴棄却 23.4.25 (最高裁) 上告棄却 (確定) (注)78 号事件と一括審理 19.3.22 (東京地裁) 同社役員 A 懲役 1 年 8 月 公判係属中 (東京高裁) 同社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定) (注)いずれも 78 号事件と一括審理 同社役員 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (確定) 19.3.23 (東京地裁) 当該会社 罰金 2 億 8,000 万円 (注)78 号事件と一括処理 (確定)
83	18.3.30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士や監査の実質的責任者として㈱ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士 (2 名)	19.3.23 (東京地裁) 公認会計士 A 懲役 10 月 公認会計士 B 懲役 1 年 (執行猶予 4 年) 20.9.19 (東京高裁) 公認会計士 A 懲役 1 年 (執行猶予 4 年) (確定) 20.9.26 (東京高裁) 公認会計士 B 控訴棄却 23.5.18 (最高裁) 公認会計士 B 上告棄却 (確定)
84	18.5.30	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員等	18.11.28 (さいたま地裁) 同社役員同居人 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 4 年) 追徴金約 452 万円 同社役員同居人の実妹 懲役 1 年 (執行猶予 4 年) 追徴金約 435 万円 19.3.20 (さいたま地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 5 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,089 万円 同社役員実子 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 4 年) 罰金 50 万円 追徴金約 1,532 万円 19.7.31 (東京高裁) 同社役員実子 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
85	18.6.22	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱ライブドアが㈱ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買集める旨の公開買付に準ずる行為の実施を知り、公表前に㈱ニッポン放送株券を買付けた。 (嫌疑者) ファンド中核会社 ファンド実質経営者	19.7.19 (東京地裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社 罰金 3 億円 21.2.3 (東京高裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社 罰金 2 億円 23.6.6 (最高裁) 上告棄却
86	18.7.25	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱西松屋チェーン他 4 社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 新聞社社員	18.12.25 (東京地裁) 新聞社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 追徴金約 1 億 1,674 万円 (確定)
87	18.8.3	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと(重要事実)、㈱オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと(重要事実)、及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を発行すること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	19.12.18 (横浜地裁) 懲役 4 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 1 億 938 万円 (確定)
88	18.10.20	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ I M J が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 当該会社顧問	19.1.16 (東京地裁) 同社顧問 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金 1,675 万円 (確定)
89	19.2.5	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員 会社社員	19.6.22 (大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 (確定)
90	19.2.6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	サンビン㈱は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19.5.7 (名古屋地裁) 同社社長 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 同社役員 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
91	19.2.26	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員	19.6.22 (大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 (確定) (注)89 号事件と一括審理
92	19.2.26	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員の知人	19.5.9 (大阪地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 533 万円 (確定)
93	19.3.27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等 (7 名)	21.9.29 (大阪地裁) 会社役員 A 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 500 万円 追徴金 約 9 億 7,843 万円 (確定) 21.9.9 (大阪地裁) 会社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4,533 万円 22.8.4 (大阪高裁) 会社役員 B 控訴棄却 公判係属中 (最高裁) 20.11.13 (大阪地裁) 会社役員 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4,533 万円 (確定) 20.10.31 (大阪地裁) 会社役員 D 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4,533 万円 21.6.24 (大阪高裁) 会社役員 D 控訴棄却 公判係属中 (最高裁) (注) 104 号事件と一括審理
94	19.5.29	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	ホームック㈱及び㈱カーマが、ホームック㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	20.1.16 (札幌地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 3,591 万円 20.7.15 (札幌高裁) 原判決破棄 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 3,591 万円 (確定)
95	19.6.4	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	ホームック㈱が㈱カーマ及びダイキ㈱と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	19.9.10 (札幌地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 5,407 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
96	19.6.7	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱伊藤園ほか 17 社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6名)	20.1.23 (秋田地裁) 印刷会社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族 B 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族 C 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 親族 D 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 * 追徴金 ・ 12 銘柄の取引について、全員から約 7 億 1,029 万円 ・ 3 銘柄の取引について、印刷会社社員及び親族 A から約 9,985 万円 ・ 3 銘柄の取引について、印刷会社社員、親族 A、B、C から約 1 億 3,463 万円 (いずれも確定)
97	19.6.25	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	川上塗料(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 無職 会社役員	20.6.30 (さいたま地裁) 無職 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 無職 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 (連帯)
98	19.6.28	証取法第 159 条第 2 項第 2 号等 (相場操縦)	川上塗料(株)の株取引を誘引する目的をもって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動する旨の情報を流布した。 (嫌疑者) 無職	21.5.14 (東京高裁) 無職 A 控訴棄却 無職 B 控訴棄却 (確定) 21.10.6 (最高裁) 無職 A 上告棄却 (確定) (注)102 号事件と一括審理(102 号事件では「無職 B」は「会社役員」と記載)
99	19.10.15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱オーエー・システム・プラザの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20.7.25 (大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金約 4 億 4,225 万円 (確定)
100	19.10.30	証取法第 158 条 (風説の流布)	㈱大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。 (嫌疑者) 会社役員	20.9.17 (東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 追徴金 約 15 億 6,110 万円 21.11.18 (東京高裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 追徴金 約 15 億 5,810 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
101	19.11.1	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	南野建設(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 株式投資アドバイザー等	20.3.21 (大阪地裁) 会社役員A 懲役 2 年 (執行猶予 5 年) 追徴金約 3 億 8,379 万円 20.7.25 (大阪地裁) 会社役員B 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金約 4 億 4,225 万円 (注) 99 号事件と一括審理 22.4 (大阪地裁) 株式投資アドバイザー 公訴棄却 (いずれも確定)
102	19.11.29	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20.6.30 (さいたま地裁) 無職 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 (連帯) 21.5.14 (東京高裁) 無職 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 (確定) 21.10.6 (最高裁) 無職 上告棄却 (確定) (注)97、98 号事件と一括審理
103	20.3.4	証取法第 159 条第 3 項等 (相場固定)	丸八証券(株)は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品(株)の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該証券会社役員	20.6.17 (名古屋地裁) 当該証券会社 罰金 2,500 万円 証券会社役員B 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 証券会社役員C 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定) 20.9.9 (名古屋地裁) 証券会社役員A 懲役 1 年 4 月 21.3.30 (名古屋高裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
104	20.3.5	証取法第 158 条 (偽計)	(株)アイ・シー・エフ (現：(株)オーベン) の株券の取引のため、会社役員の 1 名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20.10.10 (大阪地裁) 当該会社 罰金 500 万円 追徴金 7 億 3,315 万円 (連帯) 22.2.3 (大阪高裁) 当該会社 控訴棄却 公判係属中 (最高裁) 20.10.17 (大阪地裁) 会社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3,315 万円 会社役員 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3,315 万円 (連帯) (いずれも確定) 21.9.29 (大阪地裁) 会社役員 A 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 500 万円 追徴金約 9 億 7,843 万円 (確定) (注) 93 号事件と一括審理
105	20.3.14	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取引)	(株)ポッカコーポレーション他 4 社が株式公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 印刷会社社員	20.3.25 (札幌簡裁) 印刷会社社員 B 罰金 50 万円 (確定) 20.5.23 (札幌地裁) 印刷会社社員 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 追徴金約 1 億 5,938 万円 (確定)
106	20.5.30	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	証券会社社員等は、三光純薬(株)他 3 社が株式交換を行うことなど (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 証券会社社員等	20.12.25 (東京地裁) 証券会社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 100 万円 追徴金 635 万円 証券会社役員の知人 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金 5,544 万円 (内 635 万円は連帯) (いずれも確定)
107	20.6.16	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	20.11.28 (神戸地裁) 当該会社 罰金 500 万円 当該会社役員 B 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) (いずれも確定) 当該会社役員 A 公判係属中 (神戸地裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
108	20.6.17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱アイ・エックス・アイは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の公募増資にあたり、上記有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (疑念者) 当該会社 当該会社役員	21.1.29 (大阪地裁) 当該会社役員 C 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 (確定) 21.2.9 (大阪地裁) 当該会社役員 B 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 (確定) 21.11.26(大阪地裁) 当該会社役員 A 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 800 万円 (確定)
109	20.10.7	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ L T T バイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと (重要事実) 及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑念者) 当該会社役員	21.9.14 (東京地裁) 当該会社役員 懲役 15 年 罰金 500 万円 追徴金約 4 億 1,223 万円 (確定)
110	20.11.26	金商法第 158 条等 (暴行・脅迫)	㈱ドン・キホーテの株式について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火 (暴行) し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知 (脅迫) した。 (疑念者) 会社員	21.11.24 (横浜地裁) 会社員 懲役 6 年 (確定) (注)112 号事件と一括審理
111	20.12.5	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ L T T バイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと (重要事実) 及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑念者) 会社役員	21.4.15 (東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,924 万円 (確定)
112	20.12.17	金商法第 158 条等 (暴行・脅迫)	㈱ドン・キホーテの株式について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火 (暴行) し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知 (脅迫) した。 (疑念者) 会社員	公判係属中 21.11.24 (横浜地裁) 会社員 懲役 6 年 (確定) (注)110 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
113	20.12.24	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱オー・エイチ・ティーは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社役員(2名)	21.4.28 (広島地裁) 当該会社 罰金 800 万円 当該会社代表取締役社長 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 当該会社役員 A 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 当該会社役員 B 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
114	21.2.10	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等(内部者取引)	㈱ワークスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ㈱の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、同社株を売り付けた。 (嫌疑者) I R コンサルティング業	21.5.25 (大阪地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 2,092 万円 (確定)
115	21.3.25	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	㈱プロデュースは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5 (さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役 3 年 罰金 1,000 万円 22.3.23 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10 (最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5 (さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (いずれも確定) (注) 120 号事件と一括審理
116	21.3.27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等(内部者取引)	㈱キャビンがプライベートエクイティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 東証一部上場企業代表取締役 同人の実質支配会社	21.7.8 (高松地裁) 上場企業代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 100 万円 同人の実質支配会社 罰金 200 万円 両名 追徴金 3 億 5,500 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
117	21.3.31	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱プロデュースが粉飾決算を内実とする金融商品取引法違反等の嫌疑で証券取引等監視委員会から強制調査を受けたこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社元役員	21.5.27 (さいたま地裁) 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 7,888 万円 (確定)
118	21.4.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社常務執行役員	21.6.17 (東京地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 915 万円 (確定)
119	21.4.27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと (重要事実) を知り、シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社取締役会長	21.12.10 (東京地裁) 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 200 万円 追徴金約 3,750 万円 (確定)
120	21.4.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出 (2 期) し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5 (さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役 3 年 罰金 1,000 万円 22.3.23 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10 (最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5 (さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) (いずれも確定) (注) 115 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
121	21.4.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど、上場に伴う株式の募集等を行うに際し虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、さらに虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 公認会計士	公判係属中(さいたま地裁)
122	21.7.14	証取法第 158 条等 (偽計)	㈱ペイントハウスが発行する新株式を犯則嫌疑者が実質的に統括管理していた投資事業組合名義で取得するに際し、真実は、同組合が払い込む金額の大半は、直ちに社外に流出させるものであるのに、その情を秘し、あたかも当該払込みによって相応の資本充実が図られたものであるかのような虚偽の事実を公表させた。 (嫌疑者) 会社役員	22.2.18(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 147 万円 22.11.30(東京高裁) 控訴棄却 23.3.23(最高裁) 上告棄却 (確定)
123	21.7.31	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取引)	エヌエー㈱が日産ディーゼル工業株券の公開買付を行うことを知り、公表前に同株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社従業員 会社員	21.12.24(さいたま地裁) 当該会社従業員 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金約 1,293 万円 会社員 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 6,164 万円 22.6.10(東京高裁) 当該会社従業員 控訴棄却 会社員 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
124	21.9.29	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (株価操縦)	財産上の利益を得る目的で、日立造船(株)他 1 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者) 無職 (2 名) 会社役員	22.4.28 (東京地裁) 無職 A 懲役 2 年 2 月 (執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 会社役員 B 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 無職 C 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 (連帯) (いずれも確定)
125	21.10.20	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	グッドウィル・グループ(株)が子会社の異動を伴う株券の取得を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同株券を買い付けた。 (嫌疑者) 無職	22.2.4 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 15 億 3,180 万円 (確定)
126	21.11.24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (株価操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (嫌疑者) 当該会社代表取締役 会社役員 (4 名) 会社員 不詳 (3 名)	22.8.18 (大阪地裁) 代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 5529 万円 (注) 129 号事件と一括審理 22.8.25 (大阪地裁) 会社員 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 5529 万円 22.9.1 (大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 6477 万円 (注) 132 号事件と一括審理 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
127	21.12.15	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱テレウェイヴ(現:㈱SBR)の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員(2名) 会社員	22.4.5(東京地裁) 会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約8,462万円 会社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 会社員
128	21.12.15	金商法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	ロシュ・ファームホールディングス・ビー・ヴィが中外製薬㈱の公開買付を行うことを知り、公表前に、同株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社員	懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約2億7,218万円 (いずれも確定)
129	21.12.24	金商法第 158 条等 (偽計)	ユニオンホールディングス㈱の発行予定の新株等を売却するため、同社の第三者割当増資等につき、I A B j a p a n 株式会社は、第三者割当増資の払込金等を実際に拠出する資力がないのに同社が、実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し、同社名義で払い込む第三者割当増資の払込金の一部は見せ金に過ぎないのに、払込が実際にあったかのように仮装した上、第三者割当増資等の資本増強が行われたかのような虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役	22.8.18(大阪地裁) 代表取締役 懲役3年(執行猶予5年) 罰金300万円 追徴金約2億5529万円 (注)126号事件と一括審理 被告会社 罰金3000万円 (いずれも確定)
130	22.2.9	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (株価操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (嫌疑者) 会社経営者	公判係属中(大阪地裁) (注)132号事件と一括審理
131	22.3.2	証取法第 197 条第 1 項 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役	公判係属中(横浜地裁) (注)133号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
132	22.3.16	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱テークスグループが、第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び第三者割当増資の約 9 割は失権すること(重要事実)を知り、公表前に同株券を買い付け、売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社実質的経営者 会社役員	22.9.1 (大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 6477 万円 (注) 126 号事件と一括審理 (確定) 公判係属中(大阪地裁) 当該会社実質的経営者 (注) 130 号事件と一括審理
133	22.3.19	証取法第 197 条第 1 項 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集及び売出しを行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役副会長	公判係属中(横浜地裁) (注) 131 号事件と一括審理
134	22.3.26	金商法第 158 条等 (偽計)	トランスデジタル㈱は、新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装した上、その情を秘し、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 会社役員(2名) 元当該会社代表取締役 元当該会社顧問 元会社役員	22.11.24 (東京地裁) 元当該会社顧問 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 元当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (いずれも確定)
135	22.5.11	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	㈱GDH他 3 社が発行する株式を引き受ける者を募集することなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売買した。 (嫌疑者) 銀行員	23.4.26 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5,824 万円 (確定) (注) 136 号事件と一括審理
136	22.6.15	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱リサ・パートナーズが、銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実になったことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 銀行員	23.4.26 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5,824 万円 (確定) (注) 135 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
137	22.10.6	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	㈱エフオーアイは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務 当該会社役員	公判係属中 (さいたま地裁) (注) 138 号事件と一括審理
138	22.10.26	金商法第 158 条等 (偽計)	㈱エフオーアイは、虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、多数の一般投資家にこれらの虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどした。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務	公判係属中 (さいたま地裁) (注) 137 号事件と一括審理
139	22.10.28	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産の利益を得る目的で、(株) テクノマセマティカル他 2 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。	23.3.10 (大分地裁) 懲役 2 年 4 月 (執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 追徴金約 2 億 6148 万円 公判係属中 (福岡高裁)
140	22.12.7	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	ワイオミング・ホールディングス・ジーエムビーエイチの業務執行を決定する機関が㈱西友の株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社外取締役の配偶者 同人の主宰法人	公判係属中 (東京地裁)
141	23.2.9	証取法第 197 条の 2 第 1 号等 (無届社債券募集)	内閣総理大臣に届出をしないで、新たに発行される社債券の取得の申込みの勧誘を行い、有価証券の募集をしたもの。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長	公判係属中 (福岡地裁)
142	23.3.22	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	オックスホールディングス㈱の子会社の業務遂行の過程で損害が発生したことを (重要事実) を知り、公表前に売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員	公判係属中 (東京地裁立川支部)